

H26一⑤「戦略的な維持管理・更新に向けた実態」に関する調査研究

調査項目 「戦略的な維持管理・更新に向けた実態」に関する調査研究

調査年次 平成26年度（9次調査）

目的

「メンテナンス政策元年」を迎えて、今後益々重要となる都市公園施設のメンテナンス業務に関して、体制面や技術面、マネジメント面等から各市の取り組み状況を調査して、今後のあるべきメンテナンスの基本的な方向性を探ることを目的とする。

概要

各都市の維持管理マニュアル、公園施設点検マニュアルの整備状況、および長寿命化計画策定にあたって実施された健全度調査結果について、維持管理を実施するにあたっての活用状況等の現状を調査し、さらに維持管理の留意事項、技術的なノウハウ等の蓄積や情報共有を図る。

結果

1. 10年間の維持管理についての体制、費用、対応、維持管理に対する課題

ほぼすべての都市でこの10年間の維持管理予算の削減が進んでいる。組織体制の変更や人員削減が進んでいる都市が多い。直営技能職の削減が進み、一方で業務委託による維持管理の進展、指定管理者制度の導入による人員削減などが進んでいる。

2. 各種マニュアル等の整備状況

維持管理全般にわたる技術指針の類を整備している都市としては、札幌市、川崎市、横浜市があげられた。また、平成21年度調査において東京都がこれまでの公園維持管理技術指針第3次改訂版として、指定管理者公募配布資料があり本格的な維持管理体系を備えている。

公園施設点検マニュアル・手引き等については、10の都市が整備していた。公園施設長寿命化計画健全度調査については、9都市が実施又は実施中としており、対象とする施設は各都市の事情により異なっている。

公園の老木・古木・樹林地等についての点検・更新について、札幌市では身近な公園における樹木の取り扱い方針が策定されている。

こうした各種マニュアルの整備により、委託業務の発注時、指定管理者指導、直営作業実施時など様々な場面で効果があると回答している都市が半数にのぼる。また、多くの都市で役所内部にて作成されており、遊具等の点検については、遊具の安全に関する規準（案）（JPFA-S）を参考としている都市も見られた。

指定管理者が自ら維持管理マニュアルを整備しているとした都市は3都市、募集要項、業務仕様書が維持管理マニュアルに該当するとした都市は4都市となっている。

3. 公園長寿命化計画の予防保全型公園施設として位置付けた施設と健全度調査の維持管理業務への効果・効用

予防保全型公園施設として位置付けた施設の検討については、各都市の事情に沿って、独自の判断により対象施設を検討している。健全度調査による公園施設の状況把握については、全体像が把握できたことを評価する都市が8都市、今後の維持管理予算資料として活用できると回答した5都市と効果があったと回答している。

4. 公園の老木・古木、荒廃樹林地の管理について

公園や緑地などの老木・古木、荒廃樹林地の管理については、直営、委託、指定管理者による対応をあわせ5都市、特に対応していないとする都市が8都市であった。

課題

- ・維持管理における管理水準の低下、直営作業の増大、修繕できない施設等の増加。
- ・道路部門等との統合、専門職部門がなくなることによる質・量の低下、巡回回数の低下、現場対応能力の低下。
- ・マニュアル水準の点検等が実施できていない。
- ・公園樹木、緑地内樹木の老木化対策が必要。

調査結果の反映等**キーワード**

公園長寿命化計画、公園施設点検マニュアル、維持管理マニュアル

事例公園等